



写

事務連絡  
平成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）  
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定等について」の訂正について

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定について（平成 29 年 12 月 1 日薬生発 1201 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）」につき、今般、訂正すべき事項があることから、下記のとおり差し替え訂正方よろしくお願ひいたします。

記

誤	正
第 3 2 医薬品添加物規格 1998 の取扱い  平成 10 年 3 月 4 日医薬発第 178 号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。	第 3 2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取扱い  平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」により定められた各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。  3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取扱い  平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚生省医薬安全局長通知「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について（日本薬局方外医薬品規格 1997 の一部改正について）」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 11 に掲げるものを削除すること。

誤	正																																		
(別紙) 第9 日本薬局方外医薬品規格 2002 から削除した各条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 45%;">ケイ酸アルミニ酸マグネシウム</td> <td style="width: 5%;">(2)</td> <td style="width: 45%;">メタケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> </table>	(1)	ケイ酸アルミニ酸マグネシウム	(2)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	4 医薬品添加物規格の取扱い 平成10年3月4日医薬発第178号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格1998について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第12に掲げるものを削除すること。																														
(1)	ケイ酸アルミニ酸マグネシウム	(2)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム																																
(別紙) 第10 医薬品添加物規格1998から削除した各条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 45%;">ブドウ糖水和物</td> </tr> </table>	(1)	ブドウ糖水和物	(別紙) 第9 日本薬局方外医薬品規格 2002 から削除した各条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 45%;">アゾセミド</td> <td style="width: 5%;">(2)</td> <td style="width: 45%;">塩酸トラマドール</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>クロチアゼパム錠</td> <td>(4)</td> <td>ケイ酸アルミニ酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>ゾニサミド</td> <td>(6)</td> <td>メタケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>リン酸ピリドキサール</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 第10 医薬品添加物規格 第三部から削除した各条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 45%;">アゾセミド錠</td> <td style="width: 5%;">(2)</td> <td style="width: 45%;">クロチアゼパム錠</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>クロミプラミン塩酸塩錠</td> <td>(4)</td> <td>ゾニサミド錠</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>ペントバルビタールカルシウム錠</td> <td>(6)</td> <td>メサラジン錠</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>メトトレキサート錠</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1)	アゾセミド	(2)	塩酸トラマドール	(3)	クロチアゼパム錠	(4)	ケイ酸アルミニ酸マグネシウム	(5)	ゾニサミド	(6)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	(7)	リン酸ピリドキサール			(1)	アゾセミド錠	(2)	クロチアゼパム錠	(3)	クロミプラミン塩酸塩錠	(4)	ゾニサミド錠	(5)	ペントバルビタールカルシウム錠	(6)	メサラジン錠	(7)	メトトレキサート錠		
(1)	ブドウ糖水和物																																		
(1)	アゾセミド	(2)	塩酸トラマドール																																
(3)	クロチアゼパム錠	(4)	ケイ酸アルミニ酸マグネシウム																																
(5)	ゾニサミド	(6)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム																																
(7)	リン酸ピリドキサール																																		
(1)	アゾセミド錠	(2)	クロチアゼパム錠																																
(3)	クロミプラミン塩酸塩錠	(4)	ゾニサミド錠																																
(5)	ペントバルビタールカルシウム錠	(6)	メサラジン錠																																
(7)	メトトレキサート錠																																		

誤	正	
	第11 日本薬局方外医薬品規格第四部から削除した各条	
(1)	クロラムフェニコール・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム点眼液	(2) 注射用セフオペラゾンナトリウム
(3)	ロキシスロマイシン錠	
第12 医薬品添加物規格1998から削除した各条		
(1)	ブドウ糖水和物	